

懲罰委員会規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 就業規則により、職員に懲罰を科す場合は本規程の定めるところによる。

(位置づけ)

第2条 懲罰委員会（以下「委員会」という）は、理事長の諮問機関とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の5名をもって構成する。

- (1) 被疑職員の所属施設以外の施設の施設長
- (2) 被疑職員の所属施設以外の施設の次長
- (3) 被疑職員の所属施設の職員代表

(委員長及び副委員長の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、前条第1項第1号の中から、その都度理事長が選任する。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、職員の服務規律と秩序維持及び職員の懲戒処分に関する事項について、理事長の諮問により必要な事情調査及び審議を行うものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員3名以上の出席がなければ開くことができない。

(委員長への諮問)

第7条 理事長は、就業規則の懲戒の規定に基づく該当者がある場合は、該当する職員の所属施設の施設長の意見を付して、就業規則の何条に該当するかを具体的に証明する文書を添えて、事件名、被疑者名及び諮問事項等を明記して委員長に諮問しなければならない。

2 諮問事項は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒被疑行為の事実関係の調査及び確認
- (2) 懲戒処分することの適否の判定
- (3) 懲戒処分する場合における懲戒の種類判定
- (4) その他、理事長が必要と認めた事項

(審議事項)

第8条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 前条第2項の理事長からの諮問を受けた事項
- (2) その他、委員会が必要と認めた事項

(意見聴取等)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員を会議に出席させ、事実関係の説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(当事者の弁明)

第10条 懲戒を受ける対象となった職員は、委員会の場において、自己の被疑行為について弁明することができる。

(差戻)

第11条 理事長は、懲戒の意志決定に当り、委員会の答申に不備があった場合には、その答申を委員会に差し戻すことができる。

2 理事長が委員会の答申に反する決定をした場合には、委員会がその決定の経緯について、理事長に対して意見を求めることを妨げない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(変更)

第13条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。